法第十三条の二第一項第二号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　第四条の五第一項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として銀行、その子会社又は第四項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　第四条の五第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第十三条の二第四項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第四条の五第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第十三条の二第四項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、第四条の五第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等（法第十三条の二第四項第八号に規定する信託子会社等をいう。以下同じ。）を有する場合に限る。

第四条の四第一項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改める。

第四条の五第二項第一号及び第一号の二中「第一号の四」を「第一号の五」に改め、同項第一号の四及び第一号の五を次のように改める。

一の四　資金移動業者が営む資金移動業の代理又は媒介

一の五　信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第四条の五第二項第九号及び第十号を次のように改める。

九　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十　削除

第五条の六第一項第二号イ中「第四条の三第三項第四号」を「第四条の三第四項第四号」に改め、同条第四項中「第四条の三第五項」を「第四条の三第六項」に改め、同条第八項第一号中「第五号」の下に「、第五号の二」を加え、同項第三号中「から第五号まで」を「、第二号、第三号から第五号の二まで」に改め、同項第四号中「第十六条の四第一項第十号及び第十一号」を「第十六条の四第一項第一号の二、第十号及び第十一号」に改める。

第十六条第一項第九号中「第四条の三第七項」を「第四条の三第八項」に改める。

第二十五条の六中「第四条の三第五項」を「第四条の三第六項」に改める。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第三条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第七十条第八項」を「第七十条第九項」に改める。

第六十四条第一項第一号中「第五十四条の二十三第一項第一号」の下に「、第一号の二」を加え、同条第二項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改め、同条第五項第一号及び第一号の二中「第一号の四」を「第一号の五」に改め、同項第一号の四及び第一号の五を次のように改める。

一の四　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の五　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十八号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第六十四条第五項第九号及び第十号を次のように改める。

九　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十　削除

第六十七条第一項第九号中「第七十条第五項」を「第七十条第六項」に改める。

第七十条の見出し中「証券専門会社等」を「専門子会社」に改め、同条第八項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項第一号中「及び第二号又は第五十四条の二十三第一項第十号及び第十一号」を「若しくは第二号又は第五十四条の二十三第一項第一号の二、第十号若しくは第十一号」に改め、「、第四号」の下に「、第四号の二」を加え、「を規定する」を「に規定する」に改め、同項第四号中「から第四号まで」を「、第二号から第四号の二まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項第五号中「、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する」を削り、「第六十四条第五項第三十五号」を「同項第三十五号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項第三号中「、法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する」を削り、「第六十四条第五項第三十五号」を「同項第三十五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第五十四条の二十三第一項第一号の二に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げるものとする。

一　第六十四条第四項各号に掲げる業務であつて、金融庁長官が定める基準により主として信用金庫連合会、その子会社又は同条第一項各号に掲げる者の営む業務のために営むもの

二　第六十四条第五項各号に掲げる業務。ただし、同項第十九号から第二十三号までに掲げる業務については証券子会社等（法第五十四条の二十三第二項第六号に規定する証券子会社等をいう。）を有する場合に限り、第六十四条第五項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については保険子会社等（法第五十四条の二十三第二項第七号に規定する保険子会社等をいう。次項第三号及び第三項第五号において同じ。）を有する場合に限り、第六十四条第五項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については信託子会社等（法第五十四条の二十三第二項第八号に規定する信託子会社等をいう。）を有する場合に限る。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十条第八項」を「第十条第九項」に改める。

第四条第一項第一号中「第四条の四第一項第一号」の下に「及び第一号の二」を加え、同条第二項第三号中「第十七条の二第三項第三号」を「第十七条の二第四項第三号」に、「同条第四項第二号」を「同条第五項第三号」に改め、同条第五項第一号及び第一号の二中「第一号の四」を「第一号の五」に改め、同項第一号の四及び第一号の五を次のように改める。

一の四　資金移動業者（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第三項に規定する資金移動業者をいう。）が営む資金移動業（同条第二項に規定する資金移動業をいう。）の代理又は媒介

一の五　信託業法第二条第八項に規定する信託契約代理業（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第三条第二号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十八号）第三条第一項第二号に掲げるものを除く。）

第四条第五項第九号及び第十号を次のように改める。

九　資金決済に関する法律第三条第四項に規定する自家型前払式支払手段を発行する業務若しくは同条第五項に規定する第三者型前払式支払手段を発行する業務又はこれらの手段を販売する業務

十　削除

第七条第一項第九号中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。